川崎南支部だより

第510号 （平成29年9月発行）

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
Eメール kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

労働衛生週間を迎えて

川崎南労働基準監督署長
松島 玲子

神奈川労務安全衛生協会川崎支部及び会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で68回を迎え、この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成28年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は全国では260件神奈川県では18件、精神障害の労災支給決定件数は全国では498件神奈川県では42件となっており、また、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が全国で2159人となっています。脳・心臓疾患に関する労災補償支給決定件数、精神障害に関する労災補償支給決定件数は、いずれも前年度より増加しており、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康防障害止対策、長時間労働抑制対策が重要な課題となっています。

長時間労働抑制対策については、平成28年6月2日閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において強化が盛り込まれており、また、平成28年12月26日「過労死ゼロ緊急対策」では違法な長時間労働に対する取り組みの強化が決定され、さらに平成29年3月28日、働き方改革実現会議で働き方改革実行計画が決定され、本年6月5日労働政策審議会労働条件分科会で「36協定における時間外労働規制の在り方の見直し」について報告案が検討され、今後国会に関連法案が提出される予定となっています。

川崎南労働基準監督署では長時間労働抑制対策及び一般労働条件の確保・改善対策として「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき労働時間を適正把握するよう指導を行うとともに、各種情報から時間外労働が月80時間を超えている疑いのある事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行っています。

職業性疾病の被災者は長期的に減少しているものの平成28年職業性疾病の休業4日以上の死傷者数のうち神奈川県では腰痛が約74.9%を占めており、保健衛生業、商業・金融広告業、運輸交通業で腰痛が多発しており、これら3業種で全体の約64.8%を占めています。

現在の労働者の健康をめぐる問題を見ると、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占め、病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方や治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方も多くみられます。

また、特定の有機粉じんなどを取り扱う化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質についてラベル表示や安全データシートの交付を行っている製造者の割合は5割未満と低調であり、更なる化学物質の適切な取り扱いの促進が必要です。

さらに、神奈川県下での一般健康診断の有所見率は、平成28年54.07%と半数以上の労働者に所見があり、健康診断項目別では血中脂質検査、肝機能、血圧の有所見者率が高くなっています。

このような背景を踏まえ、今年度は

「働き方改革で見直そう　みんなが輝く　健康職場」

をスローガンとして9月1日から30日を準備期間、10月1日から7日を本週間として展開し、各事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の推進を図ることを念願し、メッセージとさせていただきます。

平成29年度全国労働衛生週間川崎南地区推進大会

川南労基署関係団体連絡会

今年も全国一斉に9月1日から9月30日迄を準備期間とし、10月1日から7日迄を本週間とする「第68回 全国労働衛生週間」が展開されます。これに合わせ、去る9月6日に川崎市立労働会館において、全国労働衛生週間川崎南地区推進大会が川崎南労働基準監督署松島署長、川南労基署関係団体連絡会の各代表出席のもと、関係各社より多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、（公社）神奈川労務安全衛生協会川崎南支部下

村支部長、川崎南労働基準監督署松島署長、川崎市経済労働局労働雇用部増田部長のご挨拶に始まり、川崎南労働基準監督署の桐山

松島 署長

安全衛生課長による「全国労働衛生週間実施要綱」、平成２９年度労働衛生行政のあらまし等の説明がありました。その後、川崎南支

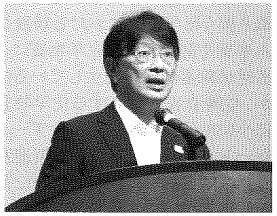

下村 支部長

部労働衛生部会芳賀部会長から力強い「大会宣言」がなされ、第一部を終了しました。

本年のスローガン**「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」**の下、すべての働く人たちが仕事と生活を調和させ、健康で快適な職場環境の中で、心身ともに健康な毎日を過ごすためには、企業の決意と労働者自身が積極的に取り組んでいくことが重要であり、この全国労働衛生週間を契機として、経営トップの決意とリーダーシップの下、労働者、管理監督者、産業保健スタッフなどが組織的かつ積極的に労働衛生管理活動に取り組み、健康で明るい職場づくりを推進することが宣言されました。

次に、川崎南地域産業保健センターの紹介が波多腰コーディネーターより、川崎市健康福祉局からのお知らせが、外村氏、植木企画調整係長よりありました。

第二部では、特別講演「職場での腰痛予防について」と題して、聖マリアンナ医科大学　整形外科主任医長鳥居良昭氏からご講演をいただきました。

鳥居先生は、脊椎外科、整形外

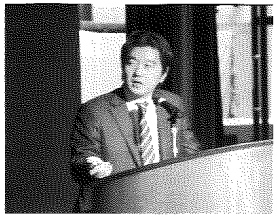

特別講演　鳥居 先生

科の専門医として長年腰痛の診断治療に係わってこられ、最新の研究知見と豊富な診断、治療の経験に基づく腰痛の予防方法についてお話を聞かせて頂きました。

生涯で腰痛を感じたことがある人は全国で約６万５千人（４人に１人が腰痛で仕事を休んだことがある）、腰痛の原因と対策等症例をまじえた説明があり、日常生活での注意点など実践出来る大変貴重な講演でした。

今年も全国労働衛生週間（準備期間）を展開するにあたり、有意義な川崎南地区推進大会となりました。ご安全に！

（広報委員）

1 神奈川県最低賃金が時間額956円に改定されます

神奈川県最低賃金が時間額956円に改定され、平成２９年10月１日から発効されます。

この最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

① **最低賃金の対象となる賃金**

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

② **最低賃金額以上かどうかを確認する方法**

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。

最低賃金制度とは？

POINT

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、**すべての労働者**が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの チェック方法は？

POINT

チェックしたい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較します。

(1) 時間給の場合
時間給 ≧ 最低賃金額（時間額）
(2) 日給の場合
日給÷1日の平均所定労働時間（時間額に換算）≧ 最低賃金額（時間額）
(3) 月給の場合
月給÷1か月の平均所定労働時間（時間額に換算）≧ 最低賃金額（時間額）
(4) 上記（1）、(2)、(3) が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当など）が月給の場合は、
① 基本給（日給）→（2）の計算で時間額を出す
② 各手当（月給）→（3）の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

第68回 全国労働衛生週間

平成29年10月１日（日）～７日（土）［準備期間：９月１日～30日］

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉
働き方改革で見直そう　みんなが輝く　健康職場

10月１日～７日

全国労働衛生週間に実施する事項

1. **事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視**
2. **労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示** ※今年のスローガンは上記です。
3. **労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰**
4. **有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施**
5. **労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施**

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援 http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx QRコード→

産業保健総合支援センター 検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援 【労働者健康安全機構】 0570－783046 ナビダイヤル ↑QRコード

https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx

産業保健関係助成金 検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html QRコード→

治療と職業生活の両立 検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html QRコード→

治療と仕事の両立支援　助成金 検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援 http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html QRコード→

腰痛予防対策講習会 検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/ QRコード→

メンタルヘルス対策・過重労働対策 検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援 解説サイト https://kokoro.mhlw.go.jp/ QRコード→

こころの耳 検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説サイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html QRコード→

職場のあんぜんサイト　化学物質 検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援 解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html QRコード→

職場　受動喫煙 検索

熱中症予防対策

職場での熱中症予防のため、関係省庁や関係団体と連携し「ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施しています。

解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html QRコード→

STOP!熱中症　クールワークキャンペーン 検索

経営者のみなさん、従業員の健康づくりに取組みましょう

従業員の健康管理や健康づくりを「投資」と捉えて、事業所が従業員の健康づくりを積極的に行う「健康経営®」が注目されています。まずは経営者のみなさんが、従業員の健康づくりを行う方針を定め、社内に周知しましょう。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ステップ1 まずは健診を受けましょう！

年に1回の定期健診は、会社の義務です。全員が受けられるように日程等に配慮し、受けていない人には声をかけましょう。

ステップ2 健診結果について、保健指導を行いましょう。

健診で有所見になった人への対応を医師等に相談したり、再検査となった人には受診を促しましょう。生活習慣の改善が必要な状況かも知れません。放置すると重大な病気を引き起こす可能性があります。

日ごろから 病気の予防に取組みましょう！

健診で異常を指摘される前から、健康を意識した生活を送りたいものです。

「たばこや食事、運動、飲酒やメンタルヘルスなど、どのように気をつけたらいいの？」「健康に良い話を聞きたい！」という要望に応える支援機関もあります。従業員の皆さんがいきいきと働ける職場づくりを、健康づくりの面からぜひ考えてみてください。

支援機関

地域産業保健センターや各区役所保健福祉センターでは、健診後の相談や出前での健康講座（無料）なども行っています。状況に応じて他の支援機関をご紹介することもできます。

詳しくは 川崎市　地域職域 で検索してください。詳しいリーフレットがあります。

協会けんぽ神奈川支部 にご加入の事業所のみなさまへ
「かながわ健康企業宣言」参加企業を募集しています

協会けんぽ神奈川支部では、従業員の皆様の健康づくりを応援するため、「かながわ健康企業宣言」事業を実施しています。「健康経営®」に取り組む積極的な企業のご参加をお待ちしております。

かながわ健康企業宣言に取り組むと

- ◆ 生活習慣の改善が必要な方へ、保健師・管理栄養士が無料で改善のためのサポートをします。
- ◆ 職場で取り組む健康づくりに合った健康講座を無料で受けることができます。
- ◆ 企業名や健康づくりの取組内容が、協会けんぽのホームページや広報誌に掲載されます。
- ◆ 神奈川県から、CHO構想（健康経営）に関する様々なサポートを受けることができます。

【CHO構想（健康経営）とは・・・】 企業や団体が、従業員やその家族の健康づくりを企業経営の一部と位置づけ、経営責任として、従業員等の健康マネジメントを進める神奈川県の取組です。

⇨ **健康優良企業の認定を受けた場合には、認定企業であることをアピールすることで、イメージアップによる人材確保につながります。**

制度の詳細・参加方法は、協会けんぽのホームページをご覧ください。

- ● http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa
- ● もしくは かながわ健康企業宣言 で検索を！

働く人が元気なら、会社も元気！

川崎市地域・職域連携推進事業担当　川崎市健康福祉局健康増進課　電話 044-200-2411

～川崎市では、協会けんぽと協力して、市内事業所で働く方々の健康づくりに取り組んでおります～

川崎南地域産業保健センターからのお知らせ

50人未満事業場の皆さんへ保健サービスを無料で提供しております

◆ 提供する保健サービス ◆

1. 定期健康診断実施後の就業区分判定を受けたいけど(意見聴取)･･･安衛法第66条の4
2. 長時間労働該当者の面接指導の実施したいけど･･････安衛法第66条の8,9
3. 定期健康診断結果の保健指導を受けたいけど･････････安衛法第66条の7
4. 心が少し疲れているので相談したいけど(メンタルヘルス)
5. 現在診療しているが仕事との両立について相談したい
6. 高ストレスを抱えているので相談したい･････････安衛法第66条の10

電話 044-200-0668
FAX 044-742-6275

◆ 開催方法 ◆

下記の定期窓口をご利用いただくか、事業場に医師を派遣します。

就業区分判定(意見聴取)、健康相談 (上記1.2.3.5項対象) 窓口開催時間(基本) 13時30分～15時					長時間労働　メンタルヘルス 高ストレス者面談 (上記2.4.6.項対象)	
平成29年 9月13日(水)	14日(木)	20日(水)	27日(水)		9月21日(木)	14:00～15:30
10月5日(木)	12日(木)	19日(木)			10月26日(木)	15:20～17:20
11月9日(木)	15日(水)	22日(水)	30日(木)		11月16日(木)	14:00～15:30
12月7日(木)	13日(水)	20日(水)			12月14日(木)	14:00～15:30
平成30年 1月11日(木)	18日(木)	24日(水)			1月25日(木)	15:20～17:20
2月1日(木)	7日(水)	14日(水)	22日(木)		2月15日(木)	14:00～15:30
3月8日(木)	14日(水)	29日(木)			3月15日(木)	14:00～15:30

保健指導

意見聴取の結果、産業医が保健指導を勧奨した者

健康について生活習慣の改善などを希望する個人・団体などへ保健師が相談に当たります

平成29年度下期 川崎南支部主要行事

月	日	行事予定	月	日	行事予定
10月	2～3日	第一種衛生管理者養成講習会	1月	18～19日	安全管理者選任時研修
	13日	非定常作業災害防止研修会		23日	新春安全祈願祭
	19日	神奈川労務安全衛生大会（川崎市）		23日	経営者安全衛生セミナー
	20日	粉じん作業特別教育		23日	意見交換会
11月	8～10日	全国産業安全衛生大会（神戸市）	2月	8日	健康保持増進研修会
12月	5日	有機溶剤従事者安全衛生教育		23日	リスクアセスメント講習会
	6～7日	職長教育	3月	13～14日	職教育長

新規加入事業場紹介

平成２９年７月以降に加入されました事業場は次の通りです。今後のご協力をお願いいたします。(敬称略)

事業場名	所在地	代表者名	会員数	電話番号
(株)東芝研究開発センター	川崎市幸区小向東芝町１番地	堀　修	１０８５	０４４－５４９－２０８５
東芝デバイス&ストレージ㈱	川崎市幸区堀川町５８０－１川崎東芝ビル	別所　幹郎	１８７３	０４４－５４９－２５２５

第76回

全国産業安全衛生大会

平成29年11月8日～11月10日

新設 特別セッション（製造業安全対策官民協議会の成果報告など）

大会テーマ 安全・健康の未来を拓こう 神戸から

開催期間 平成29年 **11月8日㈬ → 11月10日㈮**

会場

総合集会 11月8日
ワールド記念ホール（兵庫県神戸市）

分科会 11月9日. 10日
神戸国際展示場、神戸国際会議場ほか

特別講演（総合集会）

“網膜再生医療の開発”
～研究開発におけるリーダーシップ～
理化学研究所　多細胞システム形成研究センター
網膜再生医療研究開発プロジェクト
プロジェクトリーダー **髙橋政代**氏

化学物質管理分科会において
白川英樹氏（2000年ノーベル化学賞受賞）の講演
“知るということ”
～セレンディピティーと待ち構えた知性～

同時開催　入場無料
緑十字展2017
働く人の安心づくりフェア in 神戸
期日 11月8日㈬→10日㈮
会場 神戸国際展示場 1号館・3号館